

令和5年10月17日

各位

徳島労働局労働基準部健康安全課長

職場における『新たな化学物質規制に関する説明会』の周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、国内で使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。さらに、化学物質による労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制の対象となっていない物質を起因とするものも多数を占めています。

これらを踏まえ、従来、規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼として、令和4年5月に労働安全衛生法関係政省令が改正され、全業種を対象とした職場における新たな化学物質管理制度が導入されて、「法令順守型」から「自律的な管理」へと大きな転換期を迎えています。

この改正により、これまでは規制の対象外であった物質の対策が強化され、リスクアセスメントの結果をもとにばく露防止対策等を適切に実施していただくことになりました。

このため、当局においては、当該改正に関する内容を周知するため、厚生労働省の「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」座長を務められた労働安全衛生総合研究所の城内博氏を講師にお迎えし、別添リーフレットのとおり『新たな化学物質規制に関する説明会』を開催することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する説明会開催の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

職場における

『新たな化学物質規制に関する説明会』

労働安全衛生法の改正により、職場における化学物質規制が大きく変わり、「自律的管理」が原則となります。

今回、化学物質管理の第一人者である城内博氏を講師にお迎えし、「自律的管理」の考え方や対応などをわかりやすくご説明いただきます。

事業者の具体的な対応方法などをわかりやすくご説明いただきますので、多くの関係者の方々のご参加をお待ちしております。

◎ 開催日時 令和 6 年 1 月 30 日 (火) 13:30~16:30
(開場 13:10)

◎ 会場 あわぎんホール 大会議室
徳島市藍場町2丁目14

◎ 講師 城内博氏

- ・独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター長
- ・国際連合GHS専門家委員会 日本代表
- ・厚生労働省 労働政策審議会 安全衛生分科会 分科会長
- ・厚生労働省 「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」 座長

◎ 参加費 無料

◎ 定員 250名 (先着順)

◎ 申込方法

本申込書をFAX (088-622-3570) にて徳島労働局健康安全課まで

※ 本申込書を当日に本説明会会場受付にご提出ください。

※ 申込者多数の場合には、参加者数を調整させていただく場合がございます。

◎ 申込締切日 令和 5 年 12 月 21 日 (木)

※ 先着順で定員になり次第締め切りとさせていただきます。

◎ お問合せ先 徳島労働局健康安全課 (TEL 088-652-9164)

.....『新たな化学物質規制に関する説明会』申込書 (健康安全課あて)

所属事業場名	
所属事業場所在地 (TEL)	〒 ()
参加者氏名	

新たな化学物質規制が導入されます。

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました。

ポイント①

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加。

ポイント②

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることの義務付け。

ポイント③

化学物質を製造・取り扱う労働者に対する適切な保護具の使用。

ポイント④

自律的な管理に向けた実施体制の確立。

(化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

*** これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます。**

ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要です。

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！